

令和 6年11月 8日

高槻市企業管理者 西岡 博史

制限付一般競争入札要綱（郵便入札）

1 発注番号	242	2 工事名称	榎田浄水場除濁設備等築造工事
3 工事場所	高槻市大字中畑地内		
4 工事概要	除濁設備等築造工事 一式		
5 工期	令和 6年12月 6日 から 令和 8年 3月13日 まで		
6 週休2日工事	対象（発注者指定型）		
7 入札参加資格	<p>次に掲げる要件を全て満たしていること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>(2) 本市の令和6年度入札参加資格者名簿に登録されていること。 (ただし、必要書類が提出されていること。また、令和6年度新規登録業者でないこと。)</p> <p>(3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>(4) 雇用保険、健康保険および厚生年金保険の全てに加入していること。（ただし、法令の規定により適用を除外されている場合を除く。）</p> <p>(5) 「水道施設工事業」の特定建設業の許可を有し、経営事項審査結果の「水道施設」の総合評定値（本工事公告日現在、最新のもの）が800点以上であること。</p> <p>(6) 平成26年度以降に国・地方公共団体または特殊法人・独立行政法人（国立大学法人等を含む。）・公社が発注した、配水池または浄水場の、新設または改修工事で、元請けとして施工実績があること。</p> <p>(7) 専任の監理技術者の配置が可能であること。 ※営業所に専任配置している監理技術者は配置できない。 ※建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者補佐を専任配置する場合に限り、監理技術者の兼任配置を可とする。</p>		
8 申込み制限	○ 別紙「申込み制限数ほか」のとおり		
9 設計図書等	<p>(1) 設計図書等の購入 : 別紙「設計図書等の購入要領」に基づき購入しなければならない。</p> <p>(2) 購入日 : 令和 6年11月11日 から 令和 6年11月25日 まで</p> <p>(3) 代金等 : 1, 562円（消費税込み）</p>		
10 設計図書に対する質問及び回答	<p>(1) 質問の方法 : 設計図書に対する質問がある場合は、高槻市ホームページに掲載している「質問書」を、原則電子メールにより提出すること。 送付先については、設計図書等の「質問について」を確認すること。 なお、入札手続に対する質問は電話にて随時受付を行う。</p> <p>(2) 質問受付日時 : 令和 6年11月15日 午後 1時から 午後 5時まで</p> <p>(3) 回答日時及び方法 : 令和 6年11月20日 午前10時から 高槻市ホームページに掲載</p>		
11 入札書等の送付	<p>(1) 入札書 : 購入した設計図書等に添付している当該工事の入札書を使用すること。</p> <p>(2) 抽選番号の記入 : 最低入札者が複数になった場合、抽選用数字を使って抽選を行うので、入札額以外に3桁の数字を入札書の所定の欄に記入すること。</p> <p>(3) 他の必要な書類 : 制限付一般競争入札参加申出書</p> <p>(4) 郵送方法 : 入札書と積算内訳書を入札書内封筒(青色)に封入して、入札書内封筒(青色)と(3)の書類を所定の封筒(うす緑色)に同封し、書留または簡易書留の郵便で、高槻郵便局留にて郵送すること。</p> <p>(5) 入札書到着期限日 : 令和 6年11月26日 高槻郵便局必着</p>		
12 入札参加資格の審査及び他の入札に参加している場合の取扱い	<p>(1) 申込み制限数を超える場合、金額の低い案件を失格とする。また、本件の開札日までに手持ち工事数の制限に達した場合には、その時点で本件に係る入札参加資格を失うものとする。</p> <p>(2) 制限付一般競争入札参加申出書等により入札参加資格を審査し、失格とする者には通知する。</p>		
13 入札成立の条件	○ 必要応募者数 : 応募時点で、応募者数が2に満たない場合は、入札不成立とする。		
14 予定価格	予定価格は事後公表とし、入札書開札時に公表する。		
15 低入札調査基準価格	調査基準価格は事後公表とし、入札書開札時に公表する。		
16 失格基準価格	本件は失格基準価格を設定しており、失格基準価格を下回る入札は失格とする。 ※失格基準価格は事後公表とし、入札書開札時に公表する。		

17 支 払 条 件	(1) 前金払 : 有 高槻市水道事業建設工事の前金払に関する規程による。 (2) 部分払 : 無
18 保 証 金	(1) 入札保証金 : 免 除 (ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の3に相当する額以上を徴収する。) (2) 契約保証金 : 必 要 (契約金額の10%以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合は、20%以上とする。) ※小切手の場合、銀行保証に限る。
19 提 出 書 類	(1) 制限付一般競争入札参加申出書 (2) 積算内訳書 : 積算内訳書の工事価格は、入札金額と同一のものとする。(所定の用紙に記載) (3) 入札書 ※(2)(3)の書類は「入札書内封筒」(青色)に封入すること。
20 入 札 立 会 人	(1) 入札立会人の選定 : 資格審査後、入札参加者の中から入札立会人を抽選で2名選定し、通知する。
21 入 札 日 時 等	(1) 入札日時 : 令和 6年12月 2日 午前10時 0分から なお、入札回数は1回とする。 (2) 入札場所 : 高槻市水道部4階 入札室
22 落 札 候 補 者	(1) 落札候補者の決定 : 開札の結果、失格基準価格による失格者を除き、予定価格と低入札価格調査基準価格の範囲内で、最も低い入札額を入れた者を落札候補者として決定する。(低入札価格調査基準価格を下回った場合、「23(2)」による。) (2) 最低入札者が複数の場合 : 最低入札者が複数の場合、抽選して落札候補者を決定する。
23 落 札 者 の 決 定	(1) 落札候補者の参加資格の再確認 : 落札候補者について下記書類の提出を求め、改めて参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。ただし、再確認の結果不適格の場合、改めて次順位者を落札候補者とする。 (2) 低入札価格調査基準価格を下回った入札があった場合 : 失格基準価格による失格者を除き、入札額が低入札価格調査基準価格を下回った場合、その入札額について調査を実施し、落札者を後日決定する。(最低入札者が複数の場合、抽選をして調査対象者を決定する。) なお、低入札価格調査基準価格を下回った入札者は、最も低い入札額を入れた者であっても落札者とならない場合がある。また、調査に協力しない入札者は、失格とする場合がある。 (3) 提出書類 : ・経営事項審査結果の総合評価値通知書の写し ・工事実績契約書の写し(「7(6)」が確認できる書面を含む)(本市の工事実績の場合は提出不要) ・監理技術者証の写し(裏面とも)および公的雇用証明の写し ・兼任届(監理技術者が他の工事と兼任する場合) ※健康保険被保険者証を提出する場合は、記号、番号、保険者番号及びQRコードにマスキング処理(該当箇所の黒塗り等)を施すこと。
24 契 約 書	○ 契約書の作成 : 本市の定める様式により作成を要する。 なお、電子契約を希望する場合、落札者決定後に市ホームページ(「電子契約を導入します」ページID:129743)の「電子契約の利用方法」の外部リンクから「高槻市電子契約システム用メールアドレス連絡票」を水道部総務企画課に送信してください。
25 無 効 の 入 札	(1) 本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに競争入札心得に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。 (2) 本市工事(水道部を含む)の完成検査の結果、成績評定が70点未満に該当し、当該工事の成績評定を公表した日の翌月から1年を経過していない者の入札。 (3) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの。 (4) 入札書郵送用指定封筒以外の封筒で郵送されたもの。 (5) 入札書到着期限日を過ぎて到着したもの。 (6) 入札書郵送用指定封筒及び内封筒に工事名及び差出人名等が記載されていないもの及び工事名が確認できないもの。 (7) 入札書郵送用指定封筒及び内封筒記載の件名及び差出人名と同封された入札書の件名及び入札者名の同一性が確認できないもの。 (8) 入札価格の積算内訳書の提出を求められた入札で、その提出がないもの。 (9) 設計図書等の購入をせずに行った入札。 (10) 入札書郵送用指定封筒を書留または簡易書留以外の方法で郵送されたもの。 (11) 入札参加資格を確認された者であっても、入札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。 (12) 高槻市工事成績評定結果の入札制度への活用要領第4条第1項に該当する者の入札。

26 そ の 他	(1) 開札日から契約締結日の間において、落札者又は落札候補者が高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたとき又は同基準に掲げる措置事由に該当したときは契約を締結しないことがある。
	(2) 市ホームページ掲載の、高槻市低入札価格調査実施要綱を参照のうえ、入札に参加すること。

※ 上記条件は全て公告日現在におけるものとする。（ただし、「7 入札参加資格」における技術者の専任配置に関する条件を除く。）

高槻市桃園町4番15号  
高槻市 水道部 総務企画課  
電話 072-674-7953 FAX 072-674-7949  
高槻市ホームページ <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>